

[事案 2022-200] 保障見直無効請求

・令和 5 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、保障見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 3 月に契約した利率変動型積立終身保険について、平成 25 年 9 月に保障見直しを行った際、募集人の積立金残高の取崩しについての説明が不十分であったため、正確な支払保険料を理解できないまま高額な保険料を支払い続け、積立金残高が減少してしまったことから、保障見直しを無効とし、減少した積立金を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、保障見直しの際、設計書に沿って保障内容や保険料などの重要な事項について説明しており、保険料については、設計書の保険料の欄において、保険に溜まっているお金を毎回の保険料の一部に充当するため月々の保険料が安くなるという説明を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保障見直し時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。